安全で快適な住まいに暮らしたい

好きなまちには、安全で快適な住まいでずっと暮らしたいですよね。 そんなお手伝いを、さまざまな制度によりサポートしています。



自分の家は、果たして安全なの? チェックしたい!

木造戸建住宅への耐震診断員派遣制度



住まいを安全で快適にすることも、愛着のもてる豊かなまちづくりへの大切なポイント。特に、建築基準法の改正前に建てられた建築物は、大地震等への耐震性能が不足している可能性があります。

そこで、建築基準法改正の昭和56年5月31日以前に建築された、2階建て以下の木造住宅の耐震診断を実施したい場合、市から無料で耐震診断員を派遣しています。対象となる住宅には一定の要件がありますので、まずはご相談ください。

建築総務課 企画係 TEL 829-1539

耐震補強等助成事業(診断・補強・建替え)

昭和56年以前に建築された木造住宅・共同住宅等に対して耐震診断を行った場合や、診断の結果安全な構造ではないと判断された場合に行う耐震補強工事、倒壊の可能性が高いと判断された場合に行う建替え工事に対して、それぞれの費用の一部を助成しています。

(戸建て住宅の耐震診断・補強)

建築指導課(西·北·大宮·見沼·岩槻区) TEL 646-3235 建築指導課(中央·桜·浦和·南·緑区) TEL 840-6236

(共同住宅の耐震診断・補強/建替え工事) 建築総務課 企画係 TEL 829-1539



揺れやすさや危険度が一目でわかります 地震マップを活用して備えや心構えを

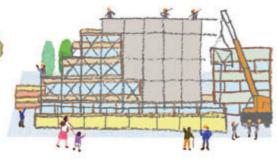
さいたま市に大きな被害をもたらす地震を想定して、揺れの大きさ(震度)を予測し、地図上に表わした「地震マップ」を作成しました。大きな揺れや被害が予測されている地域でも、転倒や落下のおそれのある物の固定や、お住まいの耐震改修、家族との連絡方法の確認などにより、被害を軽減することができます。日頃からの地震対策にぜひご活用ください。





▲地震の規模や地盤の硬軟などにより、揺れやすさを表示しています 地震マップは各公共施設で配布されているほか、ホームページでもご覧になれます

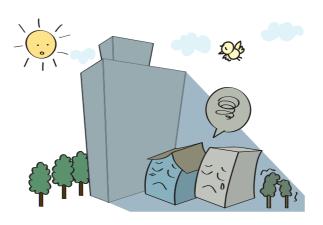






住まいの日当たりや工事が心配…! そんなときにはご相談を

中高層建築物の建築等に伴う近隣関係の問題解決のために



建築基準法では建ぺい率や容積率等で建築物の高さなどを制限していますが、近隣問題の多くは 民事問題であり、当事者間による解決が原則です。 解決が難しい場合には市の法律相談や弁護士等に 相談する方法があるほか、建築物の高さや敷地の 規模によっては、「さいたま市中高層建築物の建築 及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整 に関する条例」の適用を受け、あっせんや調停の制 度を活用することもできます。

(中高層建築物) **建築指導課**

(西・北・大宮・見沼・岩槻区) TEL 646-3236 (中央・桜・浦和・南・緑区) TEL 840-6237

(大規模開発) **開発調整課 管理係 TEL 829-1427**

| 民間建築物吹付けアスベスト | 除去等事業補助金

建物のアスベスト対策はお済みですか? 吹付けアスベスト等が施工されている建築物の分析調査および除去工事等を行う方に、費用の一部を補助します。

建築総務課 企画係 TEL 829-1539



きれいな水洗トイレで気分もスッキリ 水洗便所改造資金貸付制度

既設のトイレを、公共下水道に接続する水洗トイレに 改造するための工事について、50万円を限度に費用を お貸します。

下水道管理課(西・北・大宮・見沼・岩硯区) TEL 646-3249 (中央・桜・浦和・南・緑区) TEL 840-6249



みなさんの同意により工事を行います 私道排水設備工事補助制度

下水道処理区域内で、幅員1.8m以内の私道に排水 設備を共同で設置する場合、工事費の全額を補助しま す。ただし、所有権者全員の土地使用承諾が必要です。

下水道管理課 (点

課(西・北・大宮・見沼・岩槻区)

TEL 646-3249 TEL 840-6249



公共下水道が難しい地域でも、これで安心 浄化槽設置補助金(助成金)

公共下水道の認可区域外で合併処理浄化槽を設置する際、予算の範囲内で補助金を交付します。単独浄化槽等を撤去して設置する際の処分費も対象です。

環境対策課 水質土壌係 TEL 829-1331

11